

□第66回委員会(H19. 11. 7開催)以降の会議開催経過について

種類	回	開催日	時間	場所	議題次第	頁
委員会	第 66 回	2007.11.7	16:30～ 19:30	みやこめっせ	1) 今後の委員会の進め方について 2) 淀川水系河川整備計画原案に関する質問・回答と補足説明について	P2
委員会 作業検討会	第 7 回	2007.11.15	19:00～ 21:00	メルパルク 京都	1) 大戸川ダム・天ヶ瀬ダム再開発事業に関する審議	なし
委員会 作業検討会	第 8 回	2007.11.20	17:30～ 21:00	OMMビル	1) 大戸川ダム・天ヶ瀬ダム再開発事業に関する審議についての作業	なし

淀川水系流域委員会 第66回委員会（2007.11.7開催）結果報告		07.11.10 庶務発信
開催日時	2007年11月7日（水）16：30～20：00	
場所	京都市勧業館みやこめッセ B1F 第1展示場 A面	
参加者数	委員19名、河川管理者（指定席）20名、一般傍聴者（マスコミ含む）169名	
<p><b>1. 決定事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・審議資料1の通り、担当委員が①大戸川ダム・天ヶ瀬ダム再開発事業 ②川上ダム・上野遊水地 ③丹生ダムのテーマ毎にポイントや疑問点を取りまとめ、委員会で審議するという方法で、今後の委員会を進める。担当委員は、①千代延委員、②山下委員、③川上委員とし、担当委員は協力委員を指名する。</li> <li>・河川管理者からの説明や回答に対する質問は、11月14日までに庶務に提出する。</li> </ul> <p><b>2. 報告事項</b>：庶務より報告資料1を用いて第65回委員会以降の会議開催経過について報告がなされた。</p> <p><b>3. 審議の概要</b></p> <p><b>1) 今後の委員会の進め方について</b></p> <p>委員長より、審議資料1「今後の委員会の進め方について」について説明がなされた後、意見交換がなされた。決定事項は「1. 決定事項」の通り。主な意見は以下の通り（例示）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の委員会では、テーマを絞った審議を行ってはどうか。テーマは、①大戸川ダム・天ヶ瀬ダム再開発事業 ②川上ダム・上野遊水地 ③丹生ダム。テーマ毎に担当委員（2名）を選出し、担当委員がポイントや疑問点を取りまとめて報告。報告をもとに委員間で審議し、共有化を図る。なお、引き続き、河川管理者との質疑応答等を行う（委員長）。 <ul style="list-style-type: none"> <li>→原案への意見書を作成しはじめてはどうか。理解できない箇所については「理解できないため、認められない」と答申すればよい。</li> <li>→「原案が理解できないままでは意見は言えない」というのが基本的な考え方だ。クリアしておかなければならない疑問点を整理・共有しておく必要がある。現状では、意見書は書けない。円滑に委員会を進めるためには、委員会でポイントを整理した上で河川管理者に説明をお願いするというやりとりが必要だと思っている（委員長）。</li> <li>→委員間の意見交換ができていない。委員会を活性化させるためにディスカッションをすべき。</li> <li>→意見書では、単に疑問点を述べるだけではなく、「〇〇についてはこうすべき」という提案まで述べるべきだ。また、原案の「基本的な考え方」が、各事業にどのように反映しているのかをチェックして欲しい。</li> </ul> </li> <li>・意見書はいつまでに出さなければならないのか。残された委員会の回数でどこまでできるのか、残りの時間を勘案したスケジュールを検討すべきだ。 <ul style="list-style-type: none"> <li>→「12月中に意見書を」というのが河川管理者からの要請であり、委員会も努力目標としてきた。ただ、十分な議論をせずに「期限が来たので意見を述べる」ということでは、委員会としての使命は果たせない。「ここまで議論をしてくれた」と評価してくれるところまで議論したい。残り数回の議論では全く足りていないと思っている。回り道だが、ポイントを整理・共有した上で審議を進めた方が円滑に意見のとりまとめができると思っている（委員長）。</li> <li>→今年度中を目途に河川整備計画をつくりたいと考え、府県知事と協議等の手続きから逆算して、「12月中に意見書を」とお願いした。整備計画の策定がずれ込み、4～5月になったとしても、すぐに支障が出るとは思っていない（ただ、整備計画ができていない状態を長く続けたくはない）。12月中に意見書を頂くことが物理的に不可能であれば、無理強いをしようとは思っていない。「急がば回れ」となるとしても、よりよい整備計画をつくるために審議のやり方を工夫するというのであれば、それで進めて頂ければと思っている。一方で、現在、河川管理者として自治体や市町村長、住民の方々にご意見を聴いているが、これは年内にとりまとめるよう努力していきたい（河川管理者）。</li> <li>→整備計画の策定が遅れば、国からの財源措置が遅れるといったデメリットがあるのではないか。</li> <li>→河川整備計画ができていないために予算が付かず事業が止まるということはない。基礎案に基づいて事業は進んでいる。ただし、ダムについては整備計画に位置付けないと本体着工には進めない。テーマをダムに絞ったのはこのためでもある（委員長）。</li> </ul> </li> <li>・資料「整備計画原案等に関わる質問・回答集」の整理を行い、問題点やポイントを抽出してはどうか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>→担当委員が①～③のテーマ毎にポイントを取りまとめて疑問点を明確化・共有化するというやり方で審議を進める。これと並行して「質問・回答集」の整理を庶務に任せる（委員長）。</li> </ul> </li> </ul> <p><b>2) 淀川水系河川整備計画原案に関する質問・回答と補足説明について</b></p> <p>河川管理者より、審議資料2-1～2-4について説明がなされた後、質疑応答がなされた。主な内容は以下の通り（例示）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新河川法には「環境」と「住民の意見聴取」が加わり、流域委員会の提言（平成15年12月）では「超過</li> </ul>		

洪水と自然環境を考慮した治水」と提言したが、「自然環境を考慮した治水」は原案のどこに含まれているのか。従来の治水とどう変わったのか。

→治水面での「上下流バランス」は、河川法の改正に関わらず、治水対策として考えていることだ。超過洪水については、高規格堤防や水防災事業、住民が的確に避難できるような情報提供等のソフト対策によって被害の軽減に努める。自然環境への考慮については、さまざまな事業に織り込まれているが（生態系に配慮した河床掘削の方法等）、そういった観点での整理がきちんとできていないので、改めて説明したい（河川管理者）。

→大きなダムや大規模な河川改修を行えば、洪水リスクは低くなるが、環境への負荷も高まる。「上下流バランス」のトレードオフとして、影響を受ける自然環境をどう考えるのか。説明が必要だ。

→氾濫源をアユモドキ等の生物の保全地域にするという考え方もできる。そういった治水と環境のプラスマイナスを説明して欲しい。

・資料 2-3「整備段階と水位の変化について」 P4 のグラフは、大戸川ダムの効果が視覚的に確認できるグラフだが、上図では 2カ所で水位がHWLを超えている。何cmを超えているのか（委員長）。

←今は数字を持ち合わせていないので、確認してお答えしたい（河川管理者）。

### 3. 一般傍聴者からの意見聴取：8名から発言がなされた。主な意見は以下の通り（例示）。

・流域市町村長による懇談会での配付資料を流域委員会でも配付して、説明すべきだ。首長は流域委員会の審議内容を知った上で意見を述べているのか、疑問だ。流域委員会、市町村長との懇談会、住民との意見交換会は、いつになったら統合されるのか。

・大内の水位流量観測所の上流の森井堰で堰き止められた水は灌漑期には下流の八幡排水樋門へ排水されているとの説明だが、11月にも排水されていることを確認した。また、S31～S47年は島ヶ原の水位を流域比で単純に当てはめて大内の流量としており、大変いいかげんなデータだ。荒木水位観測所の下流の西明寺井堰で採水されている時には、流水がない場合もあり、この観測値も信用できない。もう一度精査して、原案の説明資料を改めるべきだ。

・なぜダムをつくろうとしているのか、ダムの問題点がどこにあるのか、河川管理者が本当にダムが欲しいと思っているなら、きちんと説明をすべきだ。審議資料 2-4 では、計画規模洪水以上の水位について説明しているが、2.5倍の水位は堤防天端を下回っている。破堤しなければ、2.5倍でも大丈夫だが、これをどう考えるかが流域委員会の原点だ。治水や利水であっても、環境に重大な影響を与えない方法を選ぶというところまでいかないと新河川法の趣旨は反映されたとはいえない。

・第64回委員会 資料 1-4-1 では S47年洪水の琵琶湖沿岸の浸水実態が示されているが、現在は琵琶湖によって琵琶湖沿岸の浸水被害は減っている。「過去の資料を載せているだけ」というのが河川管理者の説明だが、現在の被害実態を示すものではないので、撤回すべきだ。また、琵琶湖後期放流 1500m<sup>3</sup>/s の理由として「景観保全に配慮して 1500m<sup>3</sup>/s が限界だから」と説明しているが、現時点で景観は破壊されている。洪水時に流れてくるのは宇治橋地点 1100m<sup>3</sup>/s なので、1500m<sup>3</sup>/s に固執する必要はない。1500m<sup>3</sup>/s は天ヶ瀬ダムからの 1140m<sup>3</sup>/s と残留域の流量をあわせた数字だが、残留域分を合理式で算出する手法を再検討すべきだ。天ヶ瀬ダムのトンネルの周囲の山に対する安全性についても議論して欲しい。

・ダムについて検討する際には上下流を考えて欲しい。塔の島地区の問題が解決しないことには先に進まない。住民の意見を聴く会に参加したが、河川管理者は質問に正面から答えない。資料の内容もところどころ変わっており、不信感が増している。塔の島地区の現況の流下能力の根拠や塔の島地区の掘削量といった基本的な質問への回答もない。流域委員会と地元の意見交換会の説明内容がバラバラになれば大変なことになる。河川管理者は、事実を述べなければ、いつまでも信頼されない。

・天ヶ瀬ダムから 1500m<sup>3</sup>/s 流した場合に、塔の島地区の川底で何が起きるのか、生物への影響はどうなるのか。1500m<sup>3</sup>/s を流す整備をすれば、塔の島地区の河床や護岸や生物はどうなるのか、経年変化（5年、10年、50年）を示して欲しい。

・委員会の今後の審議テーマに余野川ダムが含まれていないのは不満だ。余野川ダムは当面実施されないが、当面とはいつまでなのか。治水ダムに変更する手続きや箕面市が払った利水の料金はどうなるのか。自治体首長の懇談会が開催されたが、ダムをつくるという結論だったようだ。防災は国交省だけではできないという点を議論すべきではなかったのか。

・川西市で水害にあった方は「一庫ダムができたのに」と恨んでいる。下流で破堤していても、ダムには洪水を軽減する効果があり、堤防強化が済んだ後はダムをつくるという河川管理者を信用できない。選ぶのは住民であってほしい。委員会には被害を受ける住民の身になって、判断して欲しい。

以上

※結果報告は主な決定事項等の会議結果を迅速にお知らせするために庶務から発信させていただくものです。詳細な議事内容については、後日公開される議事録をご参照下さい。